

保護者の皆様へ

豊明市立中央小学校長 谷口 誠

異常気象時の児童の安全対策について

豊明市は「愛知県西部地方」にあたります。さらに、2次細分区域名は「尾張東部」となります。警報・注意報は市町村ごとに発表されています。詳しくは気象庁ホームページをご覧ください。
(<http://www.jma.go.jp/>)

1 豊明市に暴風（暴風雪）警報が発令された場合

- (1) 午前7時までに警報が解除されたときは、通常の授業を行います。
- (2) 午前7時までに警報が解除されないときは、当日の授業を中止します。
- (3) 児童が、登校途中で警報の発令を知ったときは、すぐ帰宅します。学校の近くまで来ているときは、そのまま登校し、学校で待機させ、学校で引き渡しを行います。
- (4) 登校後に警報が発表された場合は、即刻授業を中止し、引き渡しを行います。学校まで迎えに来てください。

2 豊明市に特別警報が発表された場合

- (1) 登校前に特別警報が発表された場合は、登校させないでください。特別警報解除後も災害の状況や通学路の状況について情報収集し、安全に登校させようと判断できたらメール配信でお知らせします。
- (2) 登校後に特別警報が発令された場合は、即刻授業を中止し、引き渡しを行います。学校まで迎えに来てください。

3 豊明市に大雨警報・洪水警報が発表された場合

- (1) 原則として平常授業を行います。
 - ※ 災害が予想される場合は、学校に待機させ、状況に応じて対応します。緊急に帰宅させる場合は、通学路の安全等を確認して教師指導のもと下校させます。又は、引き渡しを行います。
- (2) 登校時、児童の安全確保に心配があるときは、保護者の判断により自宅待機としてください。
 - ※ 被害を受けた場合は、学校へ被害状況等を連絡してください。

★ 上記に関する学校からの連絡は、メール配信及びホームページで行います。

〈裏面に続きます〉

4 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合

